



## 旅行条件書

### 1. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、共栄印刷株式会社やまとびとツアーズ(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下、「旅行契約」といいます)を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各ツアーごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、最終旅行日程表及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行の部)」によります。

### 2. 旅行の申込み方法及び契約の成立

(1)当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記のお申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部または全部として取り扱います。(3)に定めた旅行契約成立前にお客様がお申込を撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

(2)当社は電話、郵便、ファクシミリ等による旅行契約の予約の申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して 3 日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

旅行代金	3 万円未満	3 万円以上 6 万円未満	6 万円以上 10 万円未満	10 万円以上
お申込金	6,000 円	12,000 円	20,000 円	代金の 20 %

(3)募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

(4)お客様が旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする場合には、契約の申込み時にお申し出ください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。お客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

(5)当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお客様にお渡しします。

(6)契約書面に、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面(最終日程表)(以下「確定書面」といいます)を旅行開始日の前日までにお渡しします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面をお渡しする場合があります。

### 3. 申込条件

(1)20 才未満の方は親権者の同意書が必要です。15 歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4)お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性ある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください)。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

(7)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。

(8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

(9)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様のご負担になります。

(10)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(11)その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

### 4. 旅行代金のお支払い

(1)旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目に当る日より前にお支払いいただきます。但し、本項の 14 日目に当たる日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

### 5. 旅行代金の適用

(1)こども料金の設定がある場合、特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上(航空機利用ツアーは満 3 歳以上)12 歳未満の方は、こども代金となります。

(2)旅行代金は各ツアーごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。

### 6. 旅行代金に含まれているもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、 宿泊費、食事代、観光料金(入場・拝観・ガイド等)、旅行取扱料金及び消費税等諸税。

(2)添乗員が同行するツアーでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。上記諸費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

### 7. 旅行代金に含まれていないもの

(1)第 6 項の他は、旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

イ. 旅行日程中の“フリータイム”“自由行動”“各自で”“お客様負担”等と記載されている区間の交通費等諸費用

ロ. 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)

ハ. クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料

ニ. 自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等

ホ. お一人部屋を使用する場合の追加代金

ヘ. 希望者のみ参加されるオプションプラン(別途料金の小旅行や食事サービス)の代金

ト. お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金、交通費等)

### 8. 旅行内容の変更

(1)当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

### 9. 旅行代金の変更

(1)当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算して 15 日目に当る日より前にお客様にその旨を通知します。

(2)第 8 項の事由により旅行内容を変更(運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによるものは除きます)されたことによって、旅行の実施に要する費用が増加または減少するときは、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料、その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。

(3)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず契約内容にある利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

### 10. お客様の交待

(1)お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、手数料(お一人様につき 1,080 円)とともに当社に提出していただきます。(既に航空券等を発行している場合には、別途再発行に関わる費用を請求する場合があります。)

### 11. お客様による旅行契約の解除

<旅行開始前>

(1)お客様はいつでも、以下の表でに定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、表でいう取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいたときを基準とします。

取消日(旅行開始日の前日から起算して)	キャンセル料
21 日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあつては 11 日目)	無料
20 日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあつては 10 日目)	旅行代金の 20%
7 日前にあたる日以降の解除	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
旅行開始日当日の解除	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%

(2)お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

イ. 契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第 18 項に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。

ロ. 第 9 項に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ニ. 当社が、お客様に対し第 2 項で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。

ホ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

(3)当社は、本項により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金) 全額を払戻しいたします。

(4)お客様の都合で旅行開始日及びコース変更される場合、お客様が当初の旅行契約を解除し、新に旅行契約をお申込みいただくこととなります。この場合当社は本項(1)の旅行契約の解除日に基づく取消料を申し受けます。

<旅行開始後>

(1)お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。



(2)お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻いたします。

#### 12. 当社による旅行契約の解除及び催行中止

<旅行開始前>

- (1)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。
- イ. お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - ロ. お客様が病気その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
  - ハ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。
  - ニ. お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - ホ. お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13 日目(日帰り旅行については、3 日目)に当る日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
  - ヘ. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
  - ト. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (2)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社はその翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、第 11 項(1)に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

<旅行開始後>

- (1)当社はつぎに掲げる場合においては旅行開始後であっても旅行契約を一部を解除することがあります。
- イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
  - ロ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者等の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

- (2)本項(1)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いたものをお客様に払戻いたします。

(3)本項(1)イ. ハ. により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

- (4)第 3 項の(3)から(5)に該当することが判明したとき。

#### 13. 旅行代金の払い戻し

(1)当社は、第 9 項の規定により、旅行代金が減額された場合または第 11 項及び第 12 項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

#### 14. 添乗員等

(1)ツアー名欄に添乗員同行と表示のあるものは、添乗員が同行します。

- イ. お客様は、旅行を円滑に実施するため添乗員の指示に従っていただきます。
- ロ. 添乗員の業務は、原則として 8 時から 20 時までといたします。
- ハ. 一部ツアーについては、現地到着時より、現地出発まで同行する場合があります。この場合、集合場所まで及び解散場所からの行程については添乗員は同行いたしませんので、お客様が旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様自身で行っていただきます。(一部ツアーについては係員が受付、出発のご案内をいたします。)

(2)ツアー名欄に個人旅行の表示のあるものは、添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスを受けるための必要なクーポン類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための必要な手続はお客様ご自身で行っていただきます。

#### 15. お客様に対する責任

(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2)当社に故意又は重大な過失がない場合で、お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。

- イ. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ロ. 運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ハ. 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ニ. 自由行動中の事故
- ホ. 食中毒
- ヘ. 盗難
- ト. 運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

(3)お荷物の損害については損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人 15 万円を限度(当社の故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。

(4)当社は旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする判断される場合は、必要な措置を取ることがあります。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。

#### 16. お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失により、当社が損害を受けた場合は、お客様に損害の賠償をしていただきます。

(2)お客様が旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するために、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

#### 17. 特別補償

- (1)当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、募集型企画旅行約款の特別補償規定で定めるところにより、急激かつ偶然の外来の事故によってお客様がその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

(2)当社が、本項(1)に基づく補償金支払業務と第 15 項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務ともに履行されたものとします。

#### 18. 旅程保証

(1)当社は、下記の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に下記の表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、サービスの提供の日時、および順序の前後は対象外とします。第 15 項(1)の当社の責任が発生することが明らかである場合にはこの限りではありません。

イ. 次に掲げる事由による変更

(イ)天災地変、(ロ)戦乱、(ハ)暴動、(ニ)官公署の命令、(ホ)運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、(ヘ)当初の運行計画によらない運送サービスの提供、(ト)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

ロ. 第 11 項と第 12 項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解約されたときの当該解除された部分に係る変更

(2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様一人に対して一旅行につき旅行代金に 15 %を乗じた額を限度とします。また、お客様一人に対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

(3)当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払に替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

(4)当社が本項の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第 15 項の規定に基づく責任が明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を返還していただきます。この場合当社は、第 15 項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

変更保証金の支払が必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注六 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

#### 19. 特別な配慮を必要とするお客様へ

(1)第 3 項の(2)、(6)から(9)を必ずご確認ください。

#### 20. 募集型企画旅行約款について

この条件書に定めない事項については、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ(<http://www.yamatobito.net>)からもご覧になれます。

#### 21. 基準期日

(1)この旅行条件の基準日は 2016 年 6 月 1 日を基準としています。旅行代金の基準日についてはパンフレット等に明示した日となります。

#### 【個人情報の取り扱いについて】

(1)当社は旅行申込みの際にご提示いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送、宿泊機関等の手配およびそれらのサービスに受領のために必要な範囲内で利用させていただきます。

(2)当社では、①.取り扱う商品、サービス等のご案内 ②.ご意見、ご感想の提供・アンケートのお願い③統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。